

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書をお読みください。

**1. 本旅行条件書の意義**

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

**2. 募集型企画旅行契約**

- (1) この旅行は、(学) 広島YMC A 学園（広島市中区八丁堀 7-11 観光庁長官登録旅行業第 1331 号、以下「当学園」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当学園と募集型企画旅行に関する契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当学園はお客様が当学園の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当学園旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当学園約款」といいます）によりします。

**3. 旅行のお申し込みと契約成立**

- (1) 当学園所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。当学園業務の都合上、専用の書面に必要事項を記入いただく場合もございます。お申込金は、旅行代金をお支払いいただく時に、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当学園が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立したものといたします。

お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金
3 万円未満	6, 0 0 0 円
6 万円未満	1 2, 0 0 0 円
1 0 万円未満	2 0, 0 0 0 円
1 5 万円未満	3 0, 0 0 0 円
1 5 万円以上	旅行代金の 2 0 %

- (2) 当学園は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当学園が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当学園は予約はなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当学園が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込の場合は、申込金のお支払い後、当学園がお客様との旅行契約を承諾した通知を出したときに、成立します。
- (4) 当学園は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当学園が定める日までに、構成者の名簿を当学園に提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当学園は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。
- (7) 当学園は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8) お申込の段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当学園は、お客様の承諾を得て、お客様が回答をお待ちいただける期限を確認した上で、お待ちいただくことがあります。（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力いたします。この場合でも当学園は申込金相当額を「預り金」として申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当学園が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合」は、当学園は当該預り金を全額払い戻します。
- (9) 本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当学園が、予約可能となった旨の通知を行ったとき（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。この時点で預り金を申込金として取り扱います。

**4. お申し込み条件**

- (1) 20 歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当学園の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (4) お客様が、当学園らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為等を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信頼を毀損したり業務を妨害する等の行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、心身に障がいのある方、妊娠中の方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当学園は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当学園がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施の為に、介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (7) 当学園は、本項(1)(2)(6)の場合で、当学園よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- (8) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医者診断又は加療を必要とする状態になったと当学園が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (9) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (10) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当学園が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当学園の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

**5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し**

- (1) 当学園は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当学園の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当学園はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関に関する確定情報を記載した最終旅行日程表（確定書面）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載して最終日程表を交付いたします。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当学園は手配状況についてご説明いたします。

**6. 旅行代金のお支払い**

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当学園が指定する期日までにお支払いいただきます。

**7. 旅行代金について**

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「旅行代金」は、第 3 項の「申込金」、第 14 項(1)の「取消料」、第 14 項(1)の②の「違約料」、及び第 20 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

**8. 旅行代金に含まれるもの**

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

**9. 旅行代金に含まれないもの**

- 前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金

- (4) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (5) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (6) 空港施設使用料。

## 1 0. 追加代金

第7項でいう「追加代金」とは、1人部屋追加代金や、その他「〇〇追加代金」と称して当学園がパンフレット等に表示して追加する代金をいいます。

### 1 1. 旅行契約内容の変更

当学園は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当学園の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当学園の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

### 1 2. 旅行代金の額の変更

当学園は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当学園は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当学園はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当学園は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当学園の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 1 3. お客様の交替

お客様は、当学園の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当学園に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当学園が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当学園は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

### 1 4. 旅行契約の解除

#### (1) 旅行開始前

##### ①お客様の解除権

- ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。ただし契約の解除のお申し出は、お申し込み営業所の受付時間内にお受けします。

契約解除の日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで (日帰りには11日目)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降～8日目にあたる日まで (日帰りには10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降～2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び 無連絡不参加	旅行代金の100%

なお、船舶を利用する旅行(クルーズ)については、パンフレットに明示する取消料に拠ります。

- イ. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a. 第11項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。

- b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- d. 当学園がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規程する日までにお渡ししなかったとき。

- e. 当学園の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- ウ. 当学園は本項「(1)の①のア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

#### ②. 当学園の解除権

- ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当学園は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①のア」に規程する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- イ. 次の項目に該当する場合は、当学園は旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が当学園のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

- b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

- c. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

- e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- f. パンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に、旅行中止のご通知をいたします。

- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当学園があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当学園の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ウ. 当学園は本項「(1)の②のア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

#### (2) 旅行開始後の解除

##### ①お客様の解除

- ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除できます。この場合当学園は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に関わる部分をお客様に払い戻しいたします。

##### ②当学園の解除

- ア. 旅行開始後であっても、当学園は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当学園の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

##### イ. 解除の効果及び払い戻し

- 本項「(2)の②のア」に記載した事由でお客様又は当学園が募集型企画旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のア」によりお客様が取消料を支払って募集型企画旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当学園は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から当学園が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- ウ. 本項「(2)の②のア」により当学園が募集型企画旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手続きをいたします。

- エ. 当学園が本項「(2)の②のア」の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当学園とお客様との間の契約関係は、将来に向ってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当学園の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

## 15. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当学園は、「第12項の規程により旅行代金を減額した場合」又は「14項の規程によりお客様もしくは当学園が募集型企画旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあたっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあたってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払、又は支払わなければならない費用があるときは、それをお客様の負担とします。
- (2) 本項(1)の規程は、第17項(当学園の責任)又は第19項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当学園が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1ヵ月以内にお申し出ください。
- (4) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

## 16. 添乗員

- (1) 添乗員同行コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4) 個人型プランでは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

## 17. 当学園の責任

- (1) 当学園は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当学園又は当学園が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当学園に対して通知があった場合に限り、
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきまして、当学園は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - ア.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - イ.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害、同機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ウ.日本の官公署の命令、又は伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - エ.自由行動中の事故
  - オ.食中毒
  - カ.盗難
  - キ.運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間に関わらず損害発生の日から起算して14日目に当学園に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何に関わらず当学園が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当学園に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

## 18. 特別補償

- (1) 当学園は前項(1)の当学園の責任が生じるか否かを問わず、当学園約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当学園の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当学園は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行に含まれているときは、

この限りではありません。

- (4) 当学園は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当学園約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当学園が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

## 19. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当学園約款の規定を守らないことにより当学園が損害を受けた場合は、当学園はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当学園から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当学園は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当学園の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当学園が指定する期日までに当学園の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

## 20. 旅程保証

- (1) 当学園は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③④で規定する変更を除きます。)は第7項で定める「旅行代金」に次表左欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当学園に第17項の(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部または一部として支払います。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当学園は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
    - ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
    - イ.戦乱
    - ウ.暴動
    - エ.官公署の命令
    - オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
    - カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
    - キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保に必要な措置
  - ②第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当学園は変更補償金を支払いません。
  - ③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当学園は、変更補償金を支払いません。
  - ④パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当学園は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規程にかかわらず、当学園がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当学園は変更補償金を支払いません。
- (3) 当学園は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供を持って補償を行うことがあります。

当学園が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率× お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級又は施設のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：確定書面が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合においてパンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間には又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときはそれぞれの変更につき1件として取り扱います。1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2：③④に掲げる変更で運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は1泊につき1件として取り扱います。

注3：④に掲げる運送機関の会社名については等級又は設備がより高いものへの変更には適用しません。

注4：④又は⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

## 2.1. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

## 2.2. 個人情報の取扱い

- 当学園は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- 広島YMCAでは、皆様から頂いた情報を厳重に管理致します。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方は、ご連絡下さい。
  - 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の4に記した目的以外の用途には利用しません。
  - 取り扱いに関する安全管理措置契約をあらかじめ締結した発送代行委託先以外の第3者に皆様の個人情報を流すことはいたしません。

- 皆様の個人情報の管理を第3者に委託するときは、個人情報保護のための必要な措置を講じます。
  - 広島YMCAの個人情報利用目的
    - プログラム実施上の資料
    - プログラム実施上の連絡(運送・宿泊機関等を含む)
    - 当学園の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き
    - 当該プログラム次回募集の告知
    - 機関誌の送付
    - 広島YMCA主催、または関係団体主催の催し物の告知
- ※お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。個人情報の提供は、電子的方法等で送付することがあります。

## 2.3. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 2.4. その他

- お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますがお買い物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当学園が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当学園の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- 当学園はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当学園の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第17項(1)及び第20項(1)の責任を負いません。
- この条件に定めのない事項は当学園募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当学園旅行業約款をご希望の方は、当学園らにご請求ください。当学園旅行業約款は、当学園ホームページ <https://www.ymcaedu.org/> からご覧になれます。

観光庁長官登録旅行業第1331号(社)日本旅行業協会正会員  
**学校法人広島YMCA学園**  
 YMCAエデュケーションルトラベル  
 〒730-8523 広島市中区八丁堀7-11  
 TEL(082)222-3003 FAX(082)222-3434  
 総合旅行業務取扱管理者 神野 美紀  
 営業時間 10:00~17:30(土日祝日及び年末年始、盆休業日を除く)